

平成 21 年 7 月 29 日
防 衛 省

「沖縄振興特別措置法第百四条第一項の特定跡地給付金の支給の限度となる期間を定める政令の一部を改正する政令案」に対する意見募集の結果について

「沖縄振興特別措置法第百四条第一項の特定跡地給付金の支給の限度となる期間を定める政令の一部を改正する政令案」につきましては、平成 21 年 6 月 15 日から同年 7 月 14 日までの間、意見募集を行ったところ、御意見は寄せられませんでしたので御報告します。

なお、今回、意見募集を行った命令等の案につきまして、技術的修正(別紙参照)を加えた上、平成 21 年 7 月 29 日に公布したことを併せて御報告します(平成 21 年政令第 191 号。添付ファイル参照)。

御協力ありがとうございました。

問い合わせ先

住 所 : 〒 1 6 2 - 8 8 0 1

東京都新宿区市谷本村町 5 - 1

防衛省地方協力局施設管理課

電話番号 : (代表) 0 3 - 3 2 6 8 - 3 1 1 1 内線 3 6 4 8 2

F A X : 0 3 - 5 2 2 7 - 2 4 5 6